判決 平成15年2月21日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第923号 業務 上過失致死被告事件

> 主 被告人を禁錮10月に処する。 理 由

(罪となるべき事実)

、被告人は、平成13年1月18日午前零時43分ころ。 一平成13年1月18日午前零時43分ころ。 平成13年1月18日午前零時43分ころ。 業務とよりで通整要用の 一日で一方で、大道のためには一時の一方では一方でのである。 一日でで一方でである。 一日ででであるのである。 一日でであるのである。 一日でであるのにこれを急いでである。 一日では、対して、大田ののののでである。 一日のであるのにである。 一日のである。 一日のである。

(証拠の標目) 一括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号 省略

(補足説明)

1 弁護人の主張の要旨等

弁護人は、被告人の供述(弁護人請求証拠番号1)に基づき、被告人は、判示普通乗用自動車(以下「被告人車両」という。)を運転し本件交差点内で右折を開始したが、右折進行方向出口道路の前方を同交差点に向け西進している車との直上でである。)を認め、同車との離合が難しいのではないかなどもえ、実況見分調書(検察官請求証拠番号2)添付の交通事故現場見取図の④地点である。)で4秒ほど停車両し、以下の地点の表示はいずれも同見取図記載の地点である。)で4秒ほど停車両」という。)を左方約12.3メートルの地点に発見したが、同車はそのまま被告という。)を左方約12.3メートルの地点に発見したが、同車はそのまま被告という。)を左方約12.3メートルの地点に発見したが、同車はその進去である旨主張するところ、前掲関係各証拠による意味を見る。

3 被告人は、本件事故直後から、現場において、事故状況について前記2のと

おり指示説明し、その後も、事故状況について、捜査段階においては、前記2のとおりである旨供述しているところ、その供述は、交通工学的知見や現場に残された痕跡その他の客観的状況に矛盾するところがない一貫した自然な供述であって、その供述の信用性は十分である。

ところで、被告人は、公判段階に至って、事故直後から、事故状況は前記1のとおりであった旨の弁解をしていたのに捜査官から取り上げてもらえず、やむしな前記2のとおりの事実を承認したに過ぎないと主張するが、関係証拠を精査した形跡でも、事故直後を含め、被告人が、捜査段階においてそのような弁解をした形跡で、入窓力れない。さらに、被告人の公判供述によると、被告人は、片側3車線の車線の多い幹線道路の交差点において、格別の理由もなく、被告人車両が、対向車の第2車線をほぼ塞ぎ第3車線(最も東側の車線)に一部かかるような位置の第2車線をほぼ塞ぎ第3車線(最も東側の車線)に一部かかるような位置の事線をほぼ塞ぎ第3車線(最も東側の車線)に一部かかるような位置の第2車線をはいるとおり、対していたというのであって、被告人車両の左前輪のホイルカバーに認められる破損痕跡の解析結果からも衝突当時被告人車両の左前輪が回転していたというれる破損痕跡の解析結果からも衝突当時被告人車両の左前輪が回転していたというである。

4 以上のとおり、前掲関係各証拠によれば、判示事実を認めるに十分である。 弁護人の主張は理由がない。

(法令の適用)

罰 条 平成13年法律第138号による改正前の刑法211条前段 刑種の選択 禁錮刑

宣告刑一禁錮10月

訴訟費用 刑事訴訟法181条1項ただし書(負担させない。)

(量刑の理由)

本件は、被告人が、普通乗用自動車を運転して、交通整理の行われている交差点を信号に従って右折するに際し、判示のとおり、対向直進車両の有無及び進路の安全確認を怠ったため、青色信号に従って直進してきた被害者運転の普通自動二輪車に気付くのが遅れ、自車を被害車両に衝突させて被害者を死亡させたという、業務上過失致死の事案である。

そうすると、被告人は自己の不注意な運転が重大な結果を招いたこと自体は認め 反省の情を示していること、現時点では示談未成立であるものの、いずれ相当額の 賠償がなされるであろうこと、被告人には昭和57年に業務上過失傷害により罰金 刑に処せられた以外には前科がないこと、被告人は本件により勤務していたタクシー会社を退職することを余儀なくされ、今後自動車の運転はしない旨述べていることなど被告人のために酌むべき事情を考慮しても、主文の実刑はやむを得ないところである。

よって、主文のとおり判決する。

平成15年2月21日 神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁 判 官 杉 森 研 二